

# 社会福祉法人東京福祉会

## 役員等報酬、退職金、功労金及び旅費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第23条第1項に基づき、法人の役員等の報酬、退職金、功労金及び旅費に関し、支給の基準その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程において、役員等とは、役員及び評議員をいう。

3 この規程において、役員等の区分とは、理事長、専務理事、常務理事、常勤の理事、非常勤の理事、非常勤の監事及び非常勤の評議員の別をいう。

4 この規程において報酬等とは、報酬、退職金及び功労金をいう。

### (役員等の報酬等の年度総額)

第3条 定款第23条第1項に規定する法人の役員に支給する報酬等の年度支給総額は、別表1の区分ごとに定める額とする。

### (役員等の報酬の支給基準)

第4条 役員等に対しては、役員等の区分に応じて別表2又は別表3により報酬を支給する。ただし、法人の職員である理事については、「社会福祉法人東京福祉会給与支給規程」又は「社会福祉法人東京福祉会職員給与規程（高齢福祉部門）」に基づく給与を、法人の嘱託員等である理事については、労働契約に基づく給与を支給する。

### (報酬の支給時期)

第5条 前条に定める報酬は、毎月15日に月額（年額で定めているものにあつては月額）で支給する。

2. 前条に定める報酬は、就任した日の翌月から退任した月まで支給する。ただし、就任した日が月の初日であるときには、当月からとする。

### (退職金の支給基準)

第6条 役員（非常勤の理事及び非常勤の監事を除く）が退任した時は、退職金を1任期につき別表4のとおり支給する。ただし、法人の職員である理事については、「社会福祉法人東京福祉会就業規則（葬祭部門）」又は「社会福祉法人東京福祉会就業規則（高齢福祉部門）」に基づく退職金を支給する。

### (任期途中の就退任の場合の退職金)

第7条 任期途中において就退任する場合、その在任期間が1年未満の場合は1任期の1/2の金額とし、1年以上の場合は1任期の金額とする。

(退職金の支給方法)

第8条 退職金は最終退任時に合算して支給する。

(功労金の支給基準)

第9条 理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し理事会の決議を経て別表5に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

(死亡時の退職金及び功労金)

第10条 役員が在任中死亡した時は、死亡時に退職金及び功労金を弔慰金として遺族に支給する。

(報酬、退職金及び功労金の支給方法)

第11条 報酬、退職金及び功労金については銀行口座振込により支給する。

(旅費)

第12条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費として交通費、日当及び宿泊料を支給する。

2. 前項に規定する旅費の支給にあたっては「社会福祉法人東京福社会旅費支給規程」による事務局長に対する支給基準及び支給方法を準用する。

(補則)

第13条 理事長は、この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項を定めることができる。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は評議員会の決議をもって行う。

付 則

1. この規程は、平成29年6月26日開催の評議員会終結時から施行する。
2. 平成2年4月1日施行の社会福祉法人東京福社会役員退職金支給規程及び平成13年5月31日施行の社会福祉法人東京福社会 役員等報酬、賞与、功労金及び旅費に関する規程は、この規程の施行のときをもって廃止する。  
ただし、この規程の施行のときをもって退任する場合は、従前の例による。

付 則 (平成29年11月17日改正)

1. この規程は、平成29年11月17日より施行する。

別表1 役員の報酬、退職金及び功労金の年度支給総額（第3条関係）

区 分	金 額
報酬	38,000,000円
退職金及び功労金	15,100,000円

別表2 理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事の報酬（第4条関係）

区 分	単 位	金 額
理事長	年額	14,000,000円
専務理事	年額	12,000,000円
常務理事	年額	11,500,000円
常勤の理事	年額	10,000,000円

①ただし、理事長は勤務の状況により減額することができる。

別表3 非常勤の評議員、非常勤の理事及び非常勤の監事の報酬（第4条関係）

区 分	単 位	1名あたりの金額
非常勤の評議員	月額	20,000円
非常勤の理事	月額	50,000円
非常勤の監事	月額	50,000円

別表4 役員の1任期あたりの退職金額（第6条関係）

区 分	金 額
理事長	2,500,000円
専務理事	2,000,000円
常務理事	1,500,000円
常勤の理事	1,000,000円

別表5 役員の功労金の支給額（第9条関係）

区 分	1名あたりの上限金額
理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事	3,000,000円
非常勤の理事及び非常勤の監事	200,000円

※理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し理事会の決議を経て上表に規定する額を上限として功労金を支給することができる。